

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム ころくばり 重要事項説明書

当施設は利用者に対して指定介護老人福祉施設のサービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

* 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

◆ < 目 次 > ◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 施設の概要
4. 居室の概要
5. 職員の配置状況
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 入居について
8. 退居、契約終了について
9. 残置物引取人
10. 施設利用の留意事項
11. 非常災害対策
12. 苦情の受付について
13. 事故発生時の対応について
14. 虐待の防止について
15. 身体拘束の防止について
16. 秘密の保持と個人情報の保護について
17. 連帯保証人について
18. 第三者による評価の実施状況

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 相志会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県安城市篠目町竜田155番 |
| (3) 電話番号 | 0566-76-4165 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 伊原 博司 |
| (5) 設立年月日 | 平成28年10月27日 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 | 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な要介護者に対し、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。 |
| (3) 施設の方針 | <p>*介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者の意思を尊重しつつ居宅における生活への復帰も念頭に置いて、自分らしく生活していただきたく、6つの基本方針を制定しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人格の尊重とプライバシーの確保・ 家庭的な日常生活の実現・ 人としての自己決定の優先・ 生活の活性化と積極的な自立支援・ 生きがいの創出・ 地域福祉の活性化と援助 <p>*施設サービス計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた適切な技術をもって、日常生活に必要な支援を行います。</p> <p>*地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、また、保健・医療・福祉サービスを提供する施設等との密接な連携に努めます。</p> <p>*サービスの提供にあたり、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。</p> |
| (4) 施設の名称 | 地域密着型特別養護老人ホームこころくばり |
| (5) 施設の所在地 | 愛知県安城市篠目町竜田155番 |
| (6) 電話番号 | 0566-76-4165 |
| (7) 管理者氏名 | 平手 見奈 |

(8) 開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日

(9) 入所定員 29 人

3. 施設の概要

(1) 敷地面積 6, 0 5 1.4 3 m²

(2) 建物の延べ床面積 4, 6 3 2.9 0 m²

(3) 建物の構造 鉄骨造

(4) ユニット名称及び利用定員 ①稲穂 10 名 ②菖蒲 10 名 ③蜜柑 9 名

(5) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護】 定員 29 名

【認知症対応型共同生活介護】 定員 18 名

【看護小規模多機能型居宅介護】 定員 29 名

【通所介護】 定員 30 名／日

【訪問看護】

4. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室	29 室	1 人部屋 (ユニット型個室) 1 ユニット 9~10 室 計 3 ユニット 29 室
共同生活室	3 室	1 ユニット 1 室 51.2 m ²
洗面設備	29 室	居室毎に設置
便所	9 室	1 ユニット毎 3 室
浴室	4 室	個浴槽 (リフト付) 1 ユニット毎に設置し 3 室 特殊浴槽 1 室
医務室	1 室	1 階

* 上記は厚生労働省が定める基準により、地域密着型指定介護老人福祉施設に義務付けられている施設設備です。

* 居室の変更については、利用者から居室変更希望の申し出があった際の居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

5. 職員の配置状況と職務内容

当施設では、利用者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

① 施設長（管理者） 1名

利用者やご家族からの相談対応や状況の管理、職員の採用・人事労務・人材教育等の管理、事業所運営の管理、全体業務の実施状況の把握、行政機関・関係機関との調整、医療面などの緊急時の対応、収支等その他の管理を一元的に行います。

② 医師（非常勤） 1名

利用者の健康状態を把握し、診察、健康管理、保健衛生指導を行います。

③ 看護職員 1名以上

利用者の診察の補助及び看護、並びにご利用者様の保健衛生管理、服薬の管理を行います。

④ 生活相談員 1名以上

施設への入居申し込みに関する調整、利用者又は家族に対する相談援助を行います。

⑤ 介護支援専門員 1名以上

適切な方法により、原則年1回以上(状況により異なります)施設サービス計画の作成、モニタリング等の介護支援業務を行います。

⑥ 介護職員 12名以上

施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄をはじめ利用者の日常生活の介護、援助を行います。

⑦ 栄養士 1名以上

栄養・健康状態・嗜好を考慮した献立の作成、栄養管理・指導等を行います。

⑧機能訓練指導員 1名以上

機能訓練

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制	
1. 生活相談員	常 勤 (9:00 ~ 18:00)	1名
2. 介護支援専門員	常 勤 (9:00 ~ 18:00)	1名
3. 介護職員	早 番 (7:00 ~ 16:00)	3名
	日 勤 (9:00 ~ 18:00)	3名
	遅 番 (12:00 ~ 21:00)	3名
	夜 勤 (21:00 ~ 7:00)	2名
4. 看護職員	常 勤 (9:00 ~ 18:00)	1名
5. 管理栄養士	常 勤 (9:00 ~ 18:00)	1名
6. 医師	非常勤	

☆ 土日は上記と異なります。また、日によって変動があります。

6. 当施設が提供するサービスと基本料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、

- (ア) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (イ) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基本介護サービス

以下のサービスは、居住費、食費を除き介護保険負担割合証記載の1割または2割、3割の額を差し引いた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士及び介護職員が連携し、クックチル方式で利用者の心身の状況や生活習慣に合わせた食事時間を実現します。
- ・生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- ・利用者ができる限り経口摂取を続けられるよう、心身の状況に応じて食事形態や介助方法など提案、支援します。
- ・相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂っていただくよう支援します。
- ・食後ならびに起床時と就寝前には口腔ケア（歯磨きやうがい）の援助を行います。

②入浴

- ・身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。体調等により入浴できない場合は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。オムツを使用せざるを得ない場合も、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替えます。
- ・利用者のプライバシーに十分配慮しながら、排泄介助を行います。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・介護職員は、利用者の心身に変化が見られる場合は、日ごろの様子も踏まえ看護職員へ報告します。

⑤その他自立への援助

- ・日常生活における家事を、その心身の状況などに応じてそれぞれの役割をもって行えるよう、適切に支援します。
- ・離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

※提供させていただいたサービス内容につきましては、開示いたします。

<サービス利用料金（1日あたり）>

居住に要する費用（居住費）	2,300円
食事の提供に関する費用（食事代）	1,760円

（注1）利用者が入院、外泊された場合でも居住費は加算されます。

<介護サービス費（1日あたり）>

サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。

利用者の要介護度	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費単位	828	901	971

<その他の加算> ※算定要件を満たしたものののみ加算されます。

看護体制加算Ⅰ	12 単位／日
看護体制加算Ⅱ	23 単位／日
栄養マネジメント強化加算	11 単位／日
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 単位／月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位／月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位／月
排せつ支援加算Ⅰ	10 単位／月
排せつ支援加算Ⅱ	15 単位／月
排せつ支援加算Ⅲ	20 単位／月
自立支援促進加算	300 単位／月
科学的介護推進体制加算	50 単位／月
初期加算	30 単位／日
安全対策体制加算	20 単位／日
看取り介護加算Ⅰ(1)	72 単位／日
看取り介護加算Ⅰ(2)	144 単位／日
看取り介護加算Ⅰ(3)	680 単位／日
看取り介護加算Ⅰ(4)	1280 単位／日
処遇改善加算Ⅰ	介護保険サービス費 8.3%上乗せ
特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険サービス費 2.3%上乗せ
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険サービス費 1.6%上乗せ
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位／月

- (注1) 上記の介護サービス費に地域加算 10.27 が加算されます。
- (注2) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- (注3) 利用者が短期入院された場合は6日間のみ介護サービス費が1日246単位加算されます。
- (注4) 利用者が外泊された場合は介護サービス費は加算されません。

※居住費・食費の軽減

所得の低い方の施設利用が困難にならないように、居住費・食費の負担を期限する制度があります。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 理髪サービス

月に4回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、その他)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,900円＋税

② 日用品費

タオル、バスタオル、シャンプー、リンス、おしぼり等の日常生活に必要なもの

利用料金1日あたり 200円

③ 電気代

コンセントに繋いで使用するTV、ラジカセ等

利用料金1日あたり コンセント1口 50円

④ 金銭の管理

利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態：当施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
- ・保管管理者：施設長
- ・出納方法：別に定める「預かり金管理要綱」の通りです
- ・利用料金：1ヶ月あたり 1,500円

⑤ レクリエーション活動

利用者の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。

材料代などの実費をいただきます。

⑥ 複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要

とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき10円。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ その他

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る1日あたりの料金は、契約終了時の前記【ユニット型個室の料金表】の額とします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算して金額とします。)

ア、金銭管理サービスにおいてお預かりしている預金通帳からの支払い イ、金融機関口座からの自動引き落とし
--

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称(所在地)	アイエムクリニック安城(安城市篠目町1-11-16)
診療科	内科、外科(臓器移植)、アレルギー科、緩和ケア内科

医療機関の名称(所在地)	八千代病院(安城市住吉町2-2-7)
	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、内分泌・代謝内科、人工透析内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、呼吸器外科、肛門外科、麻酔科、ペインクリニック外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、臨床検査科、病理診断科、救急科

協力歯科医療機関

医院の名称(所在地)	知立デンタルクリニック(知立市池端3-1-1)
------------	-------------------------

7. 入居について

所定の入居申込書を提出し申し込みください。その際、申込書の内容に基づいた利用者の状況について聞き取りをいたします。居室に空きがない場合は、入居が可能な時期まで待機いただきます。

入居に当たっては、サービス提供に係る重要事項を説明のうえ契約を結び、サービス提供を開始します。

(注) 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

8. 退居、契約の終了について

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退居していただくこととなります。

- ①要介護認定により利用者への心身の状況が自立または要支援または要介護1、2と判定された場合
- ②事業者が解散もしくは破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の消滅や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤利用者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥事業者から退居の申し出をおこなった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦利用者が逝去された場合

(1) 利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、30日以上予告期間をおいて解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- | |
|--|
| ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にもかかわらず30日以内にこれが支払われない場合 |
| ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ④ 利用者が連続して3ヶ月を越えて病院または診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合※ |
| ⑤ 利用者が介護老人保健施設、もしくは介護療養型施設に入所・入院した場合 |

※利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊）の短期入院の場合は、退院後再び入居することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊時加算の1日あたり246単位と居住費2,100円の合計額）
--

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居住等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。
--

③3ヶ月以内の退院が認められない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退居のための援助

利用者が当施設を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

9. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設では、家族または連帯保証人を残置物引取人と定め、連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。あらかじめご了承ください。

また、引渡しにかかる費用については、利用者または残置物引取人にご負担いただきます。

10. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を保つため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込みの制限

入居にあたり、ペット、危険物は持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 9：00～18：00

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。なお、外泊期間中、1日につき介護保険から給付される費用の一部と居住費をご負担いただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者または家族または連帯保証人に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 利用者に対するサービスの実施および安全衛生などの管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

11. 非常災害対策

非常災害時の対策	別に定める「地域密着型特別養護老人ホームこころくばり消防計画」により対応します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	避難口	2か所	防火扉	2か所
	補助散水栓	5か所	防火用貯水槽	1か所
	消火器（粉末）	6本	誘導灯	あり
	自動火災報知器	あり	漏電火災報知器	あり
	非常警報設備	あり	スプリンクラー設備	あり
	非常電源設備	あり	火災通報装置	あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内装材、カーテンに防煙加工したものを使用しております。 ・ 非常災害に備えて必要な訓練を年2回以上実施します。 				

12. 苦情の受付について

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○管理者 平手 見奈

○生活相談員 倉内 寿子

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

9：00～16：00 電話番号0566-76-4165

（2）公的苦情受付機関

安城市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地	安城市桜町18番23号
	電話番号	0566-71-2290
	FAX	0566-76-1112
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号
	電話番号	052-971-4165
	FAX	052-962-8870
苦情解決第三者委員 稲葉 俊伸	電話番号	050-3754-5618

【苦情処理の流れ】

① 苦情の受付

利用者様・ご家族様より

(口頭・電話・書面等で受け付けます)

↓

② 管理者へ報告・記録

内容を正確に記録し、管理者へ報告します

↓

③ 事実確認・原因調査

関係職員への聞き取り等を行います

↓

④ 対応方針の決定

必要に応じて速やかな対応を行います

↓

⑤ 説明・対応

利用者様・ご家族様へ説明いたします

↓

⑥ ご納得の確認

【ご納得いただいた場合】

- ・記録を保存します
- ・再発防止に努めます

【ご納得いただけない場合】

- ・再度説明を行います
- ・必要に応じて関係機関へ相談します

【個人情報の取り扱いについて】

苦情に関する個人情報は適切に管理し、
苦情を申し出たことによる不利益な取り扱いは
一切行いません。

13. 事故発生時の対応について

当施設では、サービスの提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った措置を記録します。

また、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限って、事業者の損害賠償を免じる場合があります。

14. 虐待の防止について

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 成年後見制度の利用を支援します。
- サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15. 身体拘束について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

- ①切迫性・・・利用者本人、または他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ②非代替性・・・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③一時性・・・身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、各部署が集まり検討したうえで判断します。

その後、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって説明し、同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として5年間保管します。

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

17. 連帯保証人について

利用者がサービス利用料の支払期限までに支払うことがなく、支払いの見通しが立たない場合、また、利用者の責めに帰すべき事由にて事業者の財産に損害を与え、利用者に賠償が不可能である場合、100万円を極度額として連帯保証人に賠償をして頂く場合があります。

18. 第三者による評価の実施状況

実施状況	なし
実施日	
評価機関	
結果の開示	

令和 年 月 日

指定介護福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者所属・職名

所属 地域密着型特別養護老人ホーム こころくばり

職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明と交付を受け、指定介護福祉サービスの提供開始に同意しました。

契約者氏名

代理人氏名（署名代理人）

家族氏名

（続柄 ）

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号第4条の規定に基づき、入居申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。